

2017年度 第1回八尾市地域就労支援基本計画推進委員会 議事要旨

日 時	2017年7月28日（金）午前10時30分～12時00分
場 所	八尾商工会議所会館 中会議室
出席者	<外部委員> 奥田委員長、岡本委員、山本委員、清水委員、原田委員、藤本委員、荒木委員、 朴委員、渡辺委員、山本委員 計10名 <庁内委員> 山本委員、鎌田委員、山崎委員、北口委員、寺島委員、御前委員、河野委員、 菊池委員、森田委員 計9名 <オブザーバー> 地域就労支援コーディネーター 計3名 <事務局> 5名 <p style="text-align: right;">総計27名</p>

－事務局による司会で次第に沿って進行－

1. 開 会

2. 経済環境部長あいさつ

3. 委員紹介

4. 委員長あいさつ

おはようございます。暑い中ご出席ありがとうございます。平成28年度に入って、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「ヘイトスピーチ対策法」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、と差別を解消するための3法律が施行された。

自死、自殺といった差別や、マイノリティに関する裁判事例の研修で、自死が年間30万人にも及ぶ中で、賃貸住宅入居者の自死の場合の、遺族の負担がテーマだった。宅建業法により、自死について説明が求められるため、やむを得ないかもしれないが、裁判の判例を見ると瑕疵担保責任として、1000万円近く遺族の負担となっているケースがある。

自死に追い込まれるケースのほとんどが、仕事や経済的困窮の問題を抱えている。働き盛りで職を失う、母子家庭や父子家庭といったひとり親家庭、また障がいを持つ方が就労できないという背景がある。

その方のお住まいの地域に、地域就労支援事業があれば、また、地域就労支援コーディネーターに相談するチャンスがあればという思いに駆られる。その意味で地域就労支援事業は、一つの境界線となる、命の最前線に関わる事業であることを再確認した。

八尾市では、労働支援課を始め庁内一丸となって取り組んでいただいているが、改めて皆さんに八尾市民の命を守る事業であることの再認識頂いて本日の会議を実りあるものとするために、最後までご協力いただきたい。

－委員長による議事進行－

5. 2016年度 実績報告（計画進捗状況報告）について

事務局より、資料にそって説明。

6. 2017年度 事業計画について

事務局より、資料にそって説明。

委員長：5. 2016年度 実績報告（計画進捗状況報告）について、また6. 2017年度 事業計画について、ご意見やご提案、委員間での情報共有の場として順にご意見をいただきたい。

委員：平素から、ハローワーク布施の業務に協力いただいている。八尾市では女性の活躍支援に取り組まれているが、ハローワーク布施についても、昨年河内永和から布施駅前への移転に合わせ、マザーズコーナーを設置したところであり、今後とも連携、協力をお願いする。

委員：大阪府では、OSAKA しごとフィールドを5月にリニューアルし、これまで民間に委託していた一部事業を府自ら行うことで、より積極的な支援を実施予定。なかでも、カウンセラーの配置など、発達障がいを持つ方への支援について、特に重点的に取り組んでいく。課題解決し、就労実現につなげていきたい。

生活困窮者自立支援事業との連携については、府としても課題であると考えており、パーソナル・サポート事業との連携について、積極的に取り組んでいただきたい。

委員：パーソナル・サポート事業はこれまで市独自事業として実施していたが今年度から、生活困窮者自立支援事業の就労準備支援事業に位置付けて実施していくものであり、合わせて、それぞれの事業からの誘導の仕組みや、連携の仕組みづくりをしながら、しっかり取り組んでいく。

委員：パーソナル・サポート事業にも関わっている。今年度から、生活困窮者自立支援事業の就労準備支援事業に位置付けて実施していくパーソナル・サポート事業については、就労の一手手前まで導いていく事業であり、地域就労支援事業とのリレーションについてはこれからになるが、しっかりとやっていく。

八尾市で地域就労支援事業をはじめて15年になるが、コーディネーターが現場で活用している様式について。地域就労支援基本計画のフローチャートにも中心の位置に記載されているサポートプランについて、大阪府が定めたサポートプランの様式を八尾市でもそのまま利用しているが、これを八尾市版に改定するチャンスではないか。就労実現のためには、要支援者の長所を見出し、その長所をよりどころとして、ひとりひとりに適した仕事を探す必要がある。サポートプランの様式改定をできる力量のあるコーディネーターであると思うので、長所を細かく記載できるよう、また、支援目標や、タイムスパン等がぼやけないように、とこれまでのコーディネーターの支援経験を活かして、改定を考えてほしい。

委員：今年度も、ハローワークや八尾市、柏原市と協力して、就職フェアの開催を予定している。また、無料職業紹介事業とも連携して、会社説明会・就職面接会を実施していきたいと考えているので会員企業への周知や、その他各機関の取り組みについても企業への情報提供や啓発につとめたい。

委員：p23 記載の4、5について。とりわけ4の法律の施行については、事業の肝になるさまざまな差別を受けてきた方への差別をなくすことに向けて、大きな前進である。また、5の総合評価については、八尾市でも制度設計に苦労しながら導入できた。できれば、今回の総合評価入札の導入の機会に、地域就労支援コーディネーターにも情報提供するなど、しっかり事業との連携をして、就労困難者等の雇用の実現につなげられるよう、入札担当課と労働支援課においても協力してほしい。

また、3法の施行に伴って、事業者への周知・啓発が重要だが、どのように周知・啓発していく

予定であるのか、詳しく聞きたい。

委員：総合入札制度について補足すると、庁舎等公共施設の清掃業務について導入したもので、単に金額が安いからという理由だけで業者を決定するのではなく、社会的評価の項目を加え、例えば人権の視点では、公正採用選考推進員をおいているか、企業人権協議会に加入しているか、就労困難者等の雇用に取り組む予定があるか等の視点を設け、それに対して加点する仕組みを取り入れたものである。今回はじめて入札を実施したところで、現在はそれぞれの事業者の就労困難者等の採用にあたって、協力・連携しながら進めている。

また、法の施行の周知・啓発については、ハローワークにおいても積極的に取り組んでいただいております。各種講演会等や、さまざまな機会でのごあいさつにおいても法の趣旨や成立についてしっかりとお話しいただいている。当課としても、八尾市企業人権協議会での研修などで、法の成立や趣旨について周知している。また、今回の法施行については特に重要であると認識から、八尾市企業人権協議会の会費から、法の成立や趣旨について説明された「同和問題の今、そして未来に向けて～すべてのひとの人権のために～」という冊子をお配りさせていただいた。今回1度啓発したので終わりというわけではなく、あらゆる機会を通じて、周知・啓発につとめていく。

委員：地域で高齢者支援に関わっている立場で、まちづくり協議会で生活と介護についてのアンケートを実施したところ、65歳以上で就労している人や就労を希望する人には、「元気だから働く、働きたい」という理由でなく、「年金が少ないから」「貯蓄が少ないから」といった差し迫った理由のある方が多いように感じる。

地域就労支援事業では、支援の体系図のとおり体制を整えており、困っていて窓口相談に来る方や、他機関から誘導される方については相談者として状況が把握され、支援を受けることができるが、仕事に就けなくて困っていても支援の手が届かない人や窓口までつながらない人がいるのではないかと懸念される。その部分をどのようにフォローしていくかが計画上に見あたらないので、そういった取り組みについてこれから議論していけばよいのではないかと思うので、検討してほしい。一人暮らしの高齢者や、就労だけでなく外出の機会が少ない若者などについて、本人が直接相談につながらない場合に、気づいている近所の人などから誘導される仕組みづくりなどが望まれる。

委員長：コーディネーターにとっては、アウトリーチについての課題と言える。

委員：相談実績をみると、八尾市の人口に占める外国籍の比率より、相談者に占める外国籍の比率が高くなっており、地域就労支援事業において対応されているといえる。また、2010年の国勢調査から外国人市民の状況についての研究をみると、外国籍の方が1.5倍程度失業率が高い。加えてひとり親家庭、なかでも、外国籍の母子家庭では、さらに高い失業率となっている。外国籍のほか日本語が十分に理解できない問題を抱えている、ひとり親であると課題が複合化するほど、貧困の連鎖や子どもの貧困、こどもの進学の問題など、就労以外の問題も発生してしまう。複合的課題を抱えるケースでは、貧困についても課題があることをふまえてこの事業を展開してほしい。

委員：障がい者の雇用については、障がい者が共に生きる社会が当たり前になるというのが本来の趣旨であり、障がい者の雇用として何%雇うと定められている。そこで、障がい者にも働いてもらおうとなるべきなのに、雇えない場合は、障がい者雇用納付金を納めるという仕組みになっている。障がい者はうまく雇えないと考えるのではなく、共に生きていくのが当たり前ととらえてほしいが、採

用せず支払いで済ましている会社も多い。実際に障がい者雇用をしている現場では、健常者も障がい者から学ぶことが多いと聞くので、経営者の理解が大切であり、より多くの経営者が理解してくれることを望む。

視覚障がい者の職域として、針・灸・マッサージの業種が法律で守られていたが、時代が変わり整骨院の開業が増え、整骨院は保険適用されることなどから、視覚障がい者の職域が奪われてしまっている。働くところがないということは、住みにくいということにつながり、健常者の理解が大切で、年1回の啓発イベント以外にも取り組みをしてほしい。

委員：事業計画において女性の再就職支援に取り組むと記載されており、女性活躍支援に取り組むということなので大いに期待したい。母子家庭と言っても、死別・離別の違いやこどもの年齢などの環境、また、パートと正職員という就労形態の違いが大きいことが実感されるので、ぜひそれぞれの人が希望する就労形態で就職できるような支援をお願いしたい。

オブザーバー：30代～40代の息子の就労について、その親から相談を受けることが続いた。夫婦で来られるも二人の意見が違っていることがある。また、本人から話が聞きたい、本人の意思確認したいと伝えると音信不通になってしまった。親世代からの相談は増加傾向であるが、就労するのは親でなく本人であるため、本人とつながるまでのハードルが高いと感じる。パーソナル・サポート事業など、他機関の皆さんとの連携で対応していきたい。

オブザーバー：2015、2016年度と再相談が増えている。就職後の人間関係など継続した相談も多い。障がいのある方は、それぞれ得意・不得意が違うため、支援者がどこに着目して企業に結びつけるかがポイントとなる。例えば発達障がいの場合、仕事内容の急な変更や、初めての指示への対応が苦手なため、企業側に担当者をひとり決めてもらい、その担当者が取り持つような体制をとってもらえると続けやすいが、企業側の協力と理解が必要。サポートプランについて、初期に作成したものから、半年後に見直す等の改定について検討していくことが適当ではないか。

オブザーバー：住み込みの仕事を探しているという、未成年者の支援に関わったが、地域就労支援事業の枠を超えているケースであった。子ども家庭センターの一時保護や生活福祉課など他機関とも連携しながら対応した。地域就労支援事業だけでは解決できないケースもあり、他機関との連携を深めるとともに、中学卒業後に進学せず就労に進んだ場合の後追いの支援など課題であると感じた。

委員：最後に質問として、指定管理者制度により運営されている施設等も多いと思うが、指定管理の受託者の選定基準の就労困難者の採用状況が知りたい。

委員：指定管理者制度については、条例ほかで定められているので、いろいろな条件をクリアした事業者が選定されるため、条件は満たしていると考えている。

委員長：総合評価の取り組みは庁舎の清掃業務から始まったばかりであり、今後期待したい。本日、様々な意見を頂戴し、これで本日の議事は終了とするが、市の財政が厳しい中、おおむね昨年と同程度の予算が確保されており、市の事業の中での地域就労支援事業への期待や役割が大きいことの表れ

でと言える。今後は、本日の意見を踏まえ、また地域就労支援事業の更なる拡充にむけ、体制強化や予算確保も見据えて取り組んでほしい。

7. 閉 会

以上